玉縄こどもセンターほいくえんホールのご利用に当たって

玉縄こどもセンターほいくえんホールのご利用方法は、次のとおりです。

玉縄こどもセンターは、岡本保育園と玉縄子育て支援センターの複合施設です。ご利用される際は、保育園児と支援センター利用者への配慮をお願いします。

1 利用方法

(1) 利用できる団体及び登録方法

団体の構成員の半数以上が鎌倉市内に住所を有していること若しくは、通勤又は通学していることが要件です。

利用を希望する団体は、団体登録申請書に団体の活動概要や構成員名簿を添付し、直接岡本保育園にて申請してください。

〔団体登録に必要なもの…代表者の印鑑、構成員名簿1枚〕

(2) 利用申し込み方法

(申請日)

使用日の前月の初日(土曜日、日曜日及び祝日を除く保育園開園日)

(申請場所)

岡本保育園1階事務室(鎌倉市岡本2-21-19)

(お問い合わせ先)

0467-45-2212

(3) 利用回数

1団体につき、週1回を限度としてご利用いただけます。ご利用は、申請順を原則とします。

(4) 利用日時

(利用日)

日曜日、祝日及び12月28日から翌年の1月4日までの期間及び、岡本保育園・ 玉縄子育て支援センターの活動日を除きます。

(利用時間)

原則として、午前9時から午後5時まで。1回の使用については、原則3時間までとします。

(5) 利用料金

無料

- (6) 利用の制限
 - ・利用を認めた日でも、園運営等の理由で利用を取消すことがあります。
 - ・利用者が守るべきこと、職員の指示に従わないとき及び施設・設備を破損する恐れがある場合は、利用の取消し、又は団体登録の取消しをすることがあります。
 - ・施設の駐車場のご利用はご遠慮下さい。ただし、荷物の搬入等についての利用は ご相談ください。

(7) お身体の不自由な方のご利用について

玉縄こどもセンターほいくえんホールのご利用の際には、職員が階段の昇降等、ホールまでのご案内のお手伝いをさせていただきます。職員の手配が必要な場合がありますので、ほいくえんホール利用申請書をご提出される際に、お申し付けください。

2 ご利用にあたっての注意事項

(1) 行ってはならない事項

以下の事項については、玉縄こどもセンターの運営に支障を及ぼす可能性がありますので、ご遠慮いただきますようお願いします。

- ・営利行為(バザーを含む)
- ・玉縄こどもセンター及び近隣へ影響を与える楽器等の使用
- ・床を傷つけるような活動
- ・飲酒及び喫煙
- ・火気の使用
- ・園児のお昼寝に影響を与える音の発生(概ね12時から午後2時30分まで)
- (2) お願いしたい事項

ほいくえんホールを気持ちよくご利用いただくために、以下の事項を守ってご 利用いただきますようお願いします。

- ・利用終了後は、部屋の清掃を行い、ごみはすべて持ち帰ってください。
- ・備品等の適正な使用と使用した備品等の片付けを行ってください。
- (3) その他
 - ・建物、備品等を破損した場合、直ちに職員に申し出てください。 (実費弁償していただくこともあります。)
 - ・ご不明な点等は、岡本保育園の職員の指示に従ってください。